

賛助会員規約

第1条【目的】

この規約は、本組合が定款第52条の規定により設置する賛助会員制度の運営などについて必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条【資格】

賛助会員の資格を有する者とは、本組合の主旨に賛同し本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

第3条【賛助会員に対する事業】

本組合は、第1条の目的を達成するため賛助会員に対し次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する公開可能な資料の提供。
- (2) 本組合又は各支部組員との情報交換のための懇談会・懇親会の開催。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業。

第4条【加入】

本組合の承諾を得て、加入するものとする。

その諾否は、理事会において決する。尚、賛助会員としての期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間の年度単位とするが、年度途中での入会の場合、入会年についてはその年度の3月31日をもって1年が経過したものとする。

尚、その年度の12月31日までに脱退の申し出がない場合は、自動継続とする。

第5条【議決権】

賛助会員は、本組合の総会と理事会における議決権は持たないものとする。

第6条【入会金】

賛助会員として加入しようとする者は入会金として20,000円を納付するものとし、指定された期日までに、本組合の指定する方法で納入しなければならない。

尚、入会金および次条に定める会費納入確認後、会員向けサービスを開始することとし、会員期間の起算日は会費納入翌月の1日とする。本組合は理由の如何を問わず、既に納入された入会金を賛助会員へ返還する義務を負わないものとする。

第7条【会費】

賛助会員は、年会費を納入するものとする。会費の額は、20,000円とし、会費については指定された期日までに、本組合の指定する方法で納入しなければならない。本組合は理由の如何を問わず、既に納入された会費を賛助会員へ返還する義務を負わないものとする。

第8条【脱退】

賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届出て脱退するものとする。入会金とその年度の会費は返却しない。

第9条【除名】

本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした場合。
- (2) 会費の納入を怠った場合。
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせる行為をした場合。
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合。

第10条【守秘義務】

本組合は賛助会員の許可を得ずに、賛助会員にかかる情報を公開または使用することはできない。また、賛助会員は本組合の許可を得ずに、賛助会員として知り得た本組合の非公開情報等を賛助会員期間中はもとより賛助会員資格喪失後も公開または使用することはできない。

第11条【損害賠償】

本組合の責に帰さない活動において、賛助会員が第三者に対して損害を与えた場合、本組合はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本組合に損害を与えた場合、本組合は当該賛助会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

第12条【その他】

賛助会員について本規約に定めのない事項は、理事会で決定する。

(附則)

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

三重県鐵構工業協同組合
理事長 玉木 信介